

1. 議事日程

〔令和4年第3回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和4年8月17日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

【第1号】

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第49号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 南澤克彦 | 2番  | 田邊介三 |
| 3番  | 山本数博 | 4番  | 武岡隆文 |
| 5番  | 新田和明 | 6番  | 芦田宏治 |
| 7番  | 山根温子 | 8番  | 先川和幸 |
| 9番  | 児玉史則 | 10番 | 大下正幸 |
| 11番 | 山本優  | 12番 | 熊高昌三 |
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 金行哲昭 |
| 15番 | 石飛慶久 | 16番 | 穴戸邦夫 |

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 金行哲昭 |
|-----|------|-----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

|      |      |               |      |
|------|------|---------------|------|
| 市長   | 石丸伸二 | 副市長           | 米村公男 |
| 教育長  | 永井初男 | 企画部長          | 猪掛公詩 |
| 市民部長 | 内藤道也 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 大田雄司 |
| 総務課長 | 新谷洋子 | 財政課長          | 沖田伸二 |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 毛利幹夫 | 事務局次長 | 久城祐二 |
| 総務係長 | 藤井伸樹 | 主任主事  | 山口渉  |



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、2件の報告がありました。  
第3点、監査委員より、令和4年6月分の例月出納検査の報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、13番秋田議員及び14番 金行議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 令和4年第3回臨時会の運営につきまして、去る8月10日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。  
次に、本臨時会に付議されます案件は、議案1件でございます。  
議案審議についてですが、付議された議案第49号は、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。  
以上で報告を終わります。
- 宍戸議長 お諮りします。ただいまの報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第49号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)

○宍戸議長 日程第3、議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、新型コロナウイルスや物価高騰の影響に対応するため必要な経費を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては予算決算常任委員会に付託して審査することいたします。

審査終了後、本会議を再開し、委員長報告の後、採決を行う予定としております。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3、議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日、本委員会に付託のありました、議案第49号、令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)の審査結果について報告いたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,517万1,000円を追加し、予算の総額を203億6,738万2,000円とするものです。

補正の主な内容は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、住民税均等割のみ課税世帯等に1世帯当たり5万円を支給する、生活支援給付金と、令和4年第2回臨時会で補正のあった、再生可能エネルギー設備等導入補助金を追加計上するものでした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

市民部の審査においては、再生可能エネルギー設備等導入補助金について、編成時は1,100万円を見込んでいたが、市内の複数業者に対してアンケート調査を実施したところ、想定以上のニーズが見込まれたため追加で300万円を増額するもので、申請期間は令和4年9月1日から令和5年2月28日までとの説明を受け、委員より、申請期間について、7月20日の時点では4月までさかのぼると答弁があったが、実際に7月20日から現在まで、既に購入された方がいた場合の対応についてはどうするのかとの質疑があり、執行部より、9月1日以降の申請された方に対して補助金を交付するものであり、遡及はしない。それまでの方については、遡及しないことで御理解いただきたいとの答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、住民税均等割のみ課税世帯等に対する生活支援給付金について、対象世帯数等や支給金額はどの質疑があり、執行部より、対象世帯数は973世帯、受付期間は令和4年11月1日から令和5年1月31日、支給額は1世帯当たり5万円を計上しているとの答弁がありました。

また、委員より、議案第49号、令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議案が提出され、審査を行いました。

附帯決議案は、安芸高田市再生可能エネルギー設備等導入補助金の対象期間について、令和4年7月20日の予算決算常任委員会での説明のとおり、令和4年4月1日から遡って適用とすべきであるとの内容であり、審査した結果、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

そのほか歳入歳出について審査した結果、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

- 宍戸議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。  
(質疑なし)

- 宍戸議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより、本案に対する討論を行います。  
討論はありませんか。  
(討論あり)

- 宍戸議長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。  
先川議員。

- 先川議員 本案に対し、反対の討論をいたします。  
去る7月20日、第2回の臨時会で、再生可能エネルギー設備等導入補助金1,100万円が上程され、この施行も本年4月1日から遡り施行するとの答弁があり、賛成多数で可決されたところであり、今回、300万円の追加案が提出されたところではありますが、前回の金額を合わせて1,400万円が、4月1日に遡ることなく、来る9月1日から施行されるとの

ことであります。このことは7月20日の臨時会で議決し1か月もたたないうちに、その施行が4月1日に遡ることもなく、9月1日以降が対象になるという御説明がありました。このことは、既にあてにされておる善良な市民をだますことになり、また議会も議決権を無視された行為であると思いますので、私はこの案に対して反対とさせていただきます。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
熊高議員。

○熊高議員 本案に賛成の立場で討論させていただきます。  
先ほどの予算委員会でもいろいろありましたけども、7月20日のやり取りが一番課題になっておるようですが、私が7月20日の議事録を、まだ正式なもんじゃありませんけども、読み解いた中では、当然今、反対討論にもありましたように、4月1日に遡ってというやり取りもありましたが、最終的に判断すべきところは、要項等は今後も見直しをかけていく必要があるというような課長の答弁もありました。全体のやり取りを見た中で今回の第4号の補正予算の中の、主題が前後しましたが、再生可能エネルギー設備等導入補助金についての今回の補正予算については、十分議論をした上で確認ができたということで、補正予算第4号についても賛成という形にさせていただきたいということで討論とさせていただきます。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。  
山根議員。

○山根議員 反対の立場で討論いたします。  
今回の再生可能エネルギー設備等導入補助金に対しては、先ほどからもありますように、7月20日、1,100万円の補正を、4月に遡って対象とすることを確認した上で議会は議決をしております。しかし、今回の内容は4月に遡ってという対象にはしないとして、さらに対象は未来志向で9月からするものですということでした。そうなりますと、対象となったはずの4月まで遡った市民の方々への対応、これはどうなのかということを知りましたら、考えていないとの説明でありました。今回、市長は、行政はトライアンドエラーを繰り返すものだということでしたが、行政のエラーがあったといっても、既に7月20日、補正として議案を議決された、そのことをないがしろにしたこととなります。市民の方々のこの7月20日に対する議決に対してどのような思いを持って、そしてその時点での未来志向を持たれていた方々の気持ちをしっかりとくみ取ることにもなくなる。今後についてのお考えは分かりますけれども、一旦議会在議決したことをここでないがしろにするようなことは認めることにはできませんとして私の反対討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
大下議員。

○大下議員 再生エネルギー設備導入補助金の対象期間について、令和4年7月20日の第14回予算決算常任委員会における、令和4年4月1日からの適用との

説明とおりに実施すべきと思ひ理解していただいた上での条件で賛成といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。  
(討論なし)

○宍戸議長 反対討論なしと認めます。  
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第49号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。  
これにて、令和4年第3回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員